



富職第 25 号  
平成29年10月31日

富士見市特別職報酬等審議会  
会長 清水 実様

富士見市長 星野光弘

特別職の報酬等について（諮問）

富士見市特別職報酬等審議会条例（昭和42年条例第3号）第2条の規定により、議会の議員の報酬並びに市長、副市長及び教育長の給料の額についてご審議いただきたく、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

- (1) 議会の議員の報酬の額
- (2) 市長、副市長及び教育長の給料の額

2 諮問理由

本市の特別職の報酬等の額について、昨年度答申において「議会の議員の報酬並びに市長、副市長及び教育長の給料については、社会経済情勢や市の財政状況のほか、人口・財政規模等が類似している他市の状況などを勘案して検討する必要があることから、今後も必要に応じて審議することが望ましい。」との付言を受けて、貴審議会の意見を求めます。

3 その他

- (1) 議会の議員の期末手当の額（支給月数）
- (2) 市長、副市長及び教育長の期末手当の額（支給月数）

4 答申の期限

平成29年11月下旬を目途にご審議いただければと存じます。